



青森消防からのお知らせです

あおもり消防 広報紙

4
月号

2026 (令和8年)

令和8年4月13日(月)～19日(日)

火災予防運動は、火事が起こりやすい時期に合わせて、火事を防ぐための意識を広めることを目的としています。特に、高齢の方が火事で命を落とすことを防ぎ、大切な財産が燃えてしまわないようにするために行われます。



防災パトロール出動式

消防車両・消防団車両が参加し出動式を行います。

【場所】青森県観光物産館アスパム

【時間】4月13日(月) 9:30～10:00



火災予防キャンペーン

- ・幼年消防クラブ員のアトラクションや「火の用心」の呼びかけ
- ・記念品の配布や子ども用の防火衣着用体験など

【場所】サンロード青森

【時間】4月18日(土) 11:00～14:00



住宅用火災警報器は定期的に点検、10年経過で交換しましょう



各消防署では、消防車両による防災広報、防災パトロールを実施します。



行事予定は、災害対応などで中止・変更になる場合があります。今後のイベント等も含めての最新の情報は、青森消防本部予防課へお問い合わせのほか、「青森消防本部公式X」で確認できます。また、「青森消防本部ホームページ」でも、青森消防からのお知らせや各種情報を発信しております、ぜひご覧ください。

青森地域広域事務組合

消防本部(長島二丁目)

□庶務課 017-775-0852

□予防課 017-775-0853

□警防課 017-775-0854

□通信指令課 017-775-0851

消防署

□中央消防署(長島二丁目)017-775-0855

□東消防署(栄町一丁目)017-741-0613

□浪岡消防署(浪岡字稲村)0172-62-3119

□平内消防署(平内町沼館)017-755-3119



青森消防
ホームページ



青森消防
【公式】X

青森消防から重要なお知らせ！

令和8年
4月1日から

林野火災**注意報**・林野火災**警報**の運用開始！

たき火は届出対象であることを**明確化**！

近年、全国で多発する大規模林野火災を踏まえ、**林野火災**
予防を目的に、青森地域広域事務組合火災予防条例を改正し、
林野火災注意報及び林野火災警報の運用、たき火に関する届
出の制度を整備しました。



林野火災注意報・警報

発令対象期間 4～6月

発令対象区域は、青森消防本部管内全域で、各市町村の全域又は一部の地域に発令

降雨が少ない、乾燥注意報・強風注意報などの気象状況に応じて、青森消防本部から林野火災注意報・警報が発令されます。特に「**警報**」時は、屋外での火の使用について、法令等に基づいた強い制限がかかります。

発令の目安

屋外での火の使用制限

林野火災注意報

少雨、乾燥注意報

〈努力義務〉注意が必要！できるだけ使用は控えてください

林野火災警報

少雨、乾燥・強風注意報

禁止！ (違反した場合、罰則対象)

周知方法

消防車両等での広報、青森消防HP・X、防災行政無線など

たき火は届出対象

「火災と紛らわしい煙又は火災を発生のおそれのある行為」に該当する場合、消防へ届出が必要です。

届出は、各消防署所の窓口のほか、青森消防HP掲載の電子申請により対応可能です。

届出が必要な例

- ✓ たき火
- ✓ 枯草焼き
- ✓ 農作業に伴う焼却 など

※通年、消防署への届出が必要です。

※キャンプ場でのたき火などは施設側に確認を。



届出が不要と考えられる例

- ✓ バーベキューコンロ
- ✓ ガスコンロ など



なぜ届出が必要？ たき火の煙は火災と区別がつきにくい

消防が事前に把握 → ○誤出動を防止 ○消火準備や注意事項の説明

- 消火の準備
- 使用後完全消火
- 監視員配置
- 強風時は控える

【重要】・消防への届出は、たき火や野焼きなどを許可するものではありません。

・警報発令中は、届出対象に関係なく、火の使用を制限する場合があります。

林野火災注意報等の運用、届出の詳細について、HPに掲載しています。

お問い合わせ
青森消防本部予防課
☎ 017-775-0853